

公安委員会	平成25年における被疑者取調べ適正化のための	平成26年2月6日
説明資料No. 1	監督に関する規則の施行状況について	総務課

平成25年における被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の施行状況は次のとおり。(規則第11条、第13条及び第14条)

1 都道府県警察

(1) 被疑者取調べの件数	149万3,518件
(2) 取調べ室の外部からの視認の回数	325万9,305回
(3) 巡察の回数	3万2,180回
(4) 被疑者取調べに係る苦情の申出の件数	487件
(5) 規則第10条に基づく調査の件数	428件
(6) 監督対象行為の件数	39件
(うち事案数)	35(案)

表1 監督対象行為の類型別内訳 (平成24年・25年)

監督対象行為の類型	H25	H24
便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束	19	10
やむを得ない場合を除き、身体に接触	4	9
直接又は間接に有形力を行使(上記に掲げるものを除く)	5	4
殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動	4	3
人の尊厳を著しく害するような言動	1	2
一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求	0	0
「午後10時から翌日午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき」又は「1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行うとき」に警察本部長又は警察署長の事前承認を受けないこと	6	11
合計	39 (35)	39 (38)

※ 合計欄の括弧内の件数は監督対象行為の事案数

表2 監督対象行為の端緒別内訳 (平成25年)

警察部内で認知	取調べ状況の確認	8	26
	捜査部門からの連絡	16	
	留置部門からの連絡	2	
苦情等を端緒	苦情の申出	7	9
	被疑者関係者からの連絡	2	
合計			35

※ 監督対象行為の事案数を基に集計

2 皇宮警察

被疑者取調べ12件。視認59回。巡察7回。被疑者取調べに係る苦情の申出なし。規則第10条に基づく調査なし。監督対象行為なし。

1 全国作文コンクールの趣旨等

「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」の推進施策として、犯罪被害者等が長期にわたり直面する心身の苦痛やその置かれた厳しい状況等について、犯罪被害者等から直接中学・高校生に話していただく「命の大切さを学ぶ教室」を全国で展開し、成果を得ているところであるが、その効果を更に向上させるため、受講した中学・高校生から募集した作文の中から選定した優秀作品の受賞者を一堂に集め表彰するもの。

2 開催日時

平成26年2月8日（土）14:00～16:00（2時間）

3 開催場所

東京都新宿区市谷本村町4-1

ホテルグランドヒル市ヶ谷 「白樺」の間

4 主催

警察庁

5 後援

文部科学省、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク
公益財団法人犯罪被害救援基金

6 主な内容（別紙1参照）

○ 第一部（表彰式）

- ① 主催者挨拶 …… 国家公安委員会委員長
- ② 各表彰授与 …… 国家公安委員会委員長等
- ③ 来賓祝辞 …… 文部科学省初等中等教育局長等
- ④ 作品朗読 …… 国務大臣・国家公安委員会委員長賞受賞者

○ 第二部（講演）

講演者 …… 和氣 みち子 氏

認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事

演題 …… 「被害者遺族から見た犯罪被害者支援について」

7 受賞者

別紙2「受賞者名簿」のとおり

1 協定の署名について

「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(※)(以下「協定」という。)については、平成25年9月に日米間で実質合意に至り、その後、署名に向けて日米間で所要の作業を進めていたところ、この度、平成26年2月7日(金)の閣議決定を経て次のとおり署名される予定。

※ 査証免除措置を通じて、日米両国国民の渡航を円滑化しつつ、両国国民の安全を向上させるため、重大な犯罪、特にテロリズムの防止、探知及び捜査のために日米両政府間で一定の情報を交換するための法的枠組みを設定するもの。

(1) 署名日・場所

平成26年2月7日(金) 17時15分から 於：東京(外務省)

(2) 署名者

① 日本側(連署)

- ・ 古屋 圭司 国家公安委員会委員長
- ・ 三ツ矢 憲生 外務副大臣

② 米国側

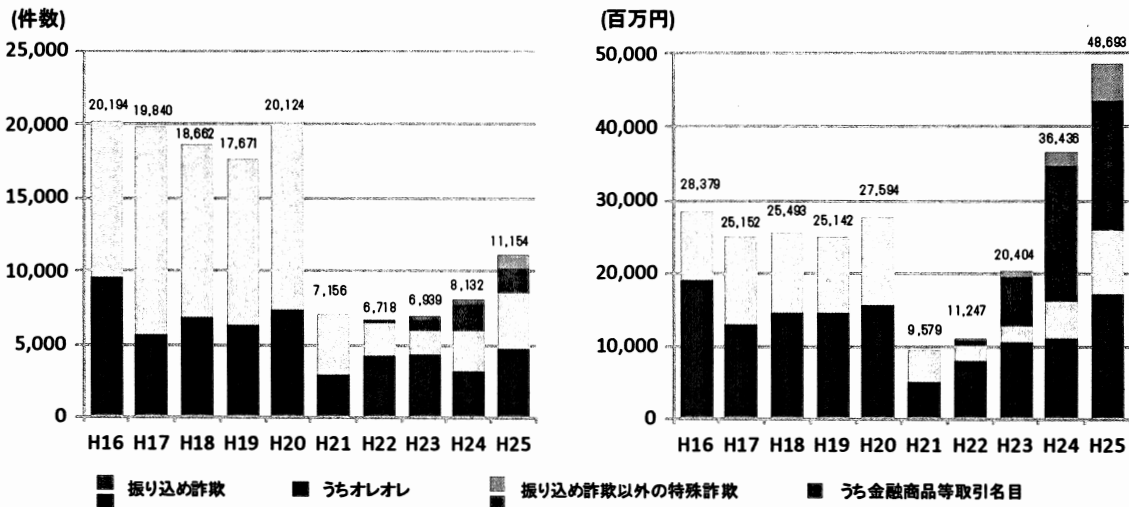
- ・ キャロライン・ケネディ 駐日米国大使

2 今後の予定

協定については、今後、改めて閣議決定を経た上で、通常国会に提出される予定。

また、同協定を実施するための法律案(「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案」(警察庁主管))については、協定の通常国会への提出に伴い、同じく閣議決定を経て、通常国会に提出する予定(別途報告)。

1 特殊詐欺の被害の認知状況



○ 認知件数・被害総額が増加

- ・ 特殊詐欺全体の認知件数（既遂）は11,154件（前年比+37.2%）、被害総額は486.9億円（+33.6%）
- ・ オレオレ詐欺、還付金等詐欺及び金融商品等取引名目の詐欺の認知件数が多く、これら3類型合計の被害者の7割は60歳以上の女性

○ 現金手交型・現金送付型が増加

- ・ 現金手交型が42.7%にまで増加して初めて最多となり、特に、オレオレ詐欺において急増（4分の3以上が現金手交型）
- ・ 現金送付型は15.6%で、金融商品等取引名目の特殊詐欺、架空請求詐欺といった商取引を仮装した手口で急増

2 対策

被害を減少させるため、全部門の力を結集して、次に取り組む。

○ 犯行組織の壊滅

- ・ 「騙されたふり」作戦による受け子の検挙
- ・ 突上げ捜査による犯行拠点の急襲、首魁の検挙

※ 平成25年の特殊詐欺の検挙件数は3,414件（+14.2%）、検挙人員は1,805人（+18.5%）。

○ 犯行ツールの遮断

- ・ 携帯電話不正利用防止法（本人確認義務）違反被疑者の検挙
- ・ 携帯電話事業者への不正貸与業者との回線契約解除の求め
- ・ 犯罪利用口座の凍結と金融機関による凍結口座名義人情報の活用
- ・ 詐取金送付先リストを活用した被害金の配達阻止
- ・ 犯罪利用ウェブサイトの削除（サーバからの送信防止措置）

※ 助長犯罪の検挙件数は4,257件（+3.8%）、検挙人員は2,640人（+3.9%）

○ 国民及び社会の抵抗力強化

- ・ 『レターパック、宅配便で現金送れ』は、すべて詐欺」の周知
- ・ 金融機関による窓口振込被害の阻止

公安委員会

説明資料No.

5

FATF対日審査フォローアップ

への対応（第8回報告）について

平成26年2月6日

犯罪収益移転防止管理官

警備企画課

(略)

1 交通事故発生状況

- 発生件数 62万9,021件（前年比 -3万6,117件、-5.4%）
- 死者数 4,373人（同 -38人、-0.9%）
- 負傷者数 78万1,494人（同 -4万3,902人、-5.3%）

2 交通死亡事故の主な特徴

(1) 事故死者数の減少が逡減している背景

- ・ 高齢者人口の増加（3頁）
- ・ シートベルト、エアバッグ等の装着率の頭打ち（4頁）
- ・ 飲酒運転による交通事故の下げ止まり（4頁）

(2) 高齢者（65歳以上）

- ・ 死者数が増加し、人口10万人当たり死者数は他の年齢層の3.5倍（6,7頁）
- ・ 75歳以上の免許保有者10万人当たり死亡事故件数は16～19歳の次に高い率（22頁）
- ・ 自転車乗用中の約6割、歩行中の約7割の死者は高齢者（13頁）
- ・ 自転車乗用中及び歩行中は免許なしの割合が高い（14頁）
- ・ 車両単独、人対車両が増加（30頁）

(3) シートベルト

- ・ シートベルト非着用死者が増加（9頁）

(4) 飲酒運転

- ・ 飲酒運転による死亡事故は減少するも下げ止まり傾向（27頁）

(5) 自転車

- ・ 自転車に関連した死亡事故のうち、4分の3に法令違反あり（34頁）
- ・ 出会い頭衝突が自転車関連事故の4割以上（35頁）

(6) 通学等における事故

- ・ 通学等における小学生の死者数が減少（48頁）

(7) 高速道路

- ・ 高速道路では、死亡事故件数、死者数いずれも増加（37頁）

3 道路交通法違反取締り状況（36頁）

- 取締り総件数 1,047万4,402件（前年比-77万 166件、- 6.8%）
- うち点数告知 164万2,850件（前年比-28万8,326件、-14.9%）
- 駐車違反 170万 458件（前年比-15万5,321件、- 8.4%）

注1：点数告知とは、シートベルト、ヘルメット、チャイルドシートの取締りをいう。

注2：駐車違反には、駐停車違反に係る告知・送致件数及び放置違反金納付命令件数を計上している。

4 今後の交通死亡事故抑止対策について

- 事故分析に基づく事故抑止に資する活動の推進
- 他機関と連携した高齢者に対する交通安全教育の推進
- シートベルト着用の徹底
- 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
- 自転車利用のルール、マナーの周知
- 継続的な通学路対策